

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成20年12月5日
【事業年度】	第18期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）
【会社名】	株式会社ぐるなび
【英訳名】	GOURMET NAVIGATOR INCORPORATED
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 久保 征一郎
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内三丁目4番1号
【電話番号】	(03) 3215-8818 (代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理本部長 香月 壯一
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内三丁目4番1号
【電話番号】	(03) 3215-8818 (代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理本部長 香月 壯一
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年6月25日に提出した第18期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため、有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

- 第一部 企業情報
 - 第1 企業の概況
 - 3 事業の内容
 - 第4 提出会社の状況
 - 3 配当政策
 - 5 役員の状況

3 【訂正箇所】

訂正箇所は__線で示しております。

第一部【企業情報】

- 第1【企業の概況】
 - 3【事業の内容】

(訂正前)

④プロモーション

プロモーションは、食品・飲料メーカー等による加盟店を介した商品・サービスの販売促進の支援及び各種企業が当社サイトのユーザーに向けて行う『ぐるなび』を介した広告・販促活動の支援であり、食品・飲料メーカー、各種企業からのサービス料金を収入としております。また、基盤事業で培った飲食店との強力なコミュニケーション力を活用し、飲食店に関わりのある食材会社、人材派遣会社、不動産業者等を対象とした「ぐるなびPRO（当社BtoBサイト）を通じたBtoB事業にも着手しております。

(訂正後)

④プロモーション

プロモーションは、食品・飲料メーカー等による加盟店を介した商品・サービスの販売促進の支援及び各種企業が当社サイトのユーザーに向けて行う『ぐるなび』を介した広告・販促活動の支援であり、食品・飲料メーカー、各種企業からのサービス料金を収入としております。また、基盤事業で培った飲食店との強力なコミュニケーション力を活用し、飲食店に関わりのある食材会社、人材派遣会社、不動産業者等を対象とした「ぐるなびPRO（当社BtoBサイト） 」を通じたBtoB事業にも着手しております。

第4【提出会社の状況】

3【配当政策】

(訂正前)

当社は、株主の皆様への利益配分を経営の重要課題としており、企業価値の最大化を念頭に、健全な財務体質の維持及び積極的な事業展開に備えるための内部留保の充実等を勘案しつつ、収益状況に応じた利益還元を実施することを基本方針としております。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

当期の配当につきましては、上記方針に基づき、1株当たり700円(うち中間配当0円)を実施することに決定いたしました。この結果、当期の配当性向は25.3%となりました。

当社は、今後もフリー・キャッシュフローのレベルを十分に勘案の上、安定した配当の継続を重視してまいります。

当社は、「取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。」旨を定款に定めております。

当事業年度の剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)
平成19年6月22日	179	700
定時株主総会決議		

(訂正後)

当社は、株主の皆様への利益配分を経営の重要課題としており、企業価値の最大化を念頭に、健全な財務体質の維持及び積極的な事業展開に備えるための内部留保の充実等を勘案しつつ、収益状況に応じた利益還元を実施することを基本方針としております。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

当期の配当につきましては、上記方針に基づき、検討いたしましたが、1株当たり配当額と株主の皆様への配当金受取りに係るコストを総合的に勘案した結果、中間配当については見送り、期末配当1株当たり700円を実施することに決定いたしました。この結果、当期の配当性向は25.3%となりました。

当社は、今後もフリー・キャッシュフローのレベルを十分に勘案の上、中間配当の実施も含め、安定した配当の継続を重視してまいります。

当社は、「取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。」旨を定款に定めております。

当事業年度の剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)
平成19年6月22日	179	700
定時株主総会決議		

5【役員の状況】

(訂正前)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
監査役	—	増本 愈	昭和18年10月4日生	昭和41年4月 三菱信託銀行㈱入社 昭和63年7月 同社国際審査部長 平成2年10月 同社海外営業開発部長 平成4年6月 同社神戸支店長 平成7年6月 同社日本橋支店長 平成11年4月 ㈱エムティビーインベストメントテクノロジー研究所常務取締役 平成12年6月 一成証券㈱監査役 平成14年9月 菱進ビル㈱監査役 平成15年6月 当社監査役 平成17年5月 当社常勤監査役(現任)	(注)4	—
計						52,620

- (注) 1. 監査役 増本 愈、石渡 恒夫、広瀬 明彦及び森本 友則は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
2. 取締役 中島 邦雄は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
3. 平成19年6月22日開催の定時株主総会の終結の時から2年間
4. 平成19年6月22日開催の定時株主総会の終結の時から4年間
5. 平成17年6月29日開催の定時株主総会の終結の時から4年間

(訂正後)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
監査役	—	増本 愈	昭和18年10月4日生	昭和41年4月 三菱信託銀行㈱入社 昭和63年7月 同社国際審査部長 平成2年10月 同社海外営業開発部長 平成4年6月 同社神戸支店長 平成7年6月 同社日本橋支店長 平成11年4月 ㈱エムティビーインベストメントテクノロジー研究所常務取締役 平成12年6月 一成証券㈱監査役 平成14年9月 菱進ビル㈱監査役 平成15年6月 当社監査役 平成17年5月 当社常勤監査役(現任)	(注)4	—
計						52,620

- (注) 1. 監査役 増本 愈、石渡 恒夫、広瀬 明彦及び森本 友則は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
2. 取締役 中島 邦雄は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
3. 平成19年6月22日開催の定時株主総会の終結の時から2年間
4. 平成19年6月22日開催の定時株主総会の終結の時から4年間
5. 平成17年6月29日開催の定時株主総会の終結の時から4年間
6. 当社は、経営管理体制の一層の強化を目的に執行役員制度を導入しております。執行役員は、法人営業部門長の溝上 宏、加盟店営業部門長の渡辺 昌宏及び総務部門長の植田 稔夫の3名で構成されております。なお、取締役との兼任はございません。